

NPO法人化の意義

1. NPO法人化のメリット

総合型地域スポーツクラブのNPO法人格取得は、クラブが発展していく過程において、理事会などが検討すべき重要なテーマといえます。

なぜならば、組織が法人化することによって、社会的な信用が高まり、事業の継続性が増し、責任の所在が明確になる、からです。

これらが一般的に、NPO法人化のメリットと呼ばれるもので、まずはこれらを中心に話を進めていきましょう。

そもそも法人とは、「権利・義務の主体となる法律上の人格を有した組織体」と説明されます。反対に、法人格を持っていない組織とは「権利能力のない組織」ということになります。

では、この「権利能力」の有無とは何でしょうか。極端な話をすれば組織としての「実印」を持てるかどうか、ということです。

日本の法律では、正式な契約の場合、この「実印」のみが有効であり、実印を所有できるのは「個人」か「法人」に限られます（法人格を持たない団体がどんなに自分たちで印鑑を作っても、それは「認印」レベルのものであり、正式な契約の証明にはなりません）。

個人の場合は役所に印鑑登録をしますが、法人の場合は法務局に印鑑登録をすることになり、そこから印鑑証明を発行してもらうことができます。この実印があることで、契約書への捺印、銀行口座などの開設、各保険などの契約が組織として可能になるというわけです。

そして、こういった行為が可能になることで、さきほどの ~ がメリットになりますが、言ってみれば法人化のメリットとは「それだけのこと」です。

ただ、この「それだけのこと」がクラブにとって大きな飛躍につながることもあります。こういったメリットが、皆さんのクラブに必要なものなのかどうか、まずは検討してみてください。

2. NPO法を理解しましょう

次に、「NPO法人になったら、助成金や補助金がもらえるのでしょうか」とよく聞かれますが、答えは「NO」です。

従来、公益法人と呼ばれる財団法人や社団法人は「許可制度」により、「法人格」「事業」「財源」の3点セットが確保されるものが少なくありませんでした（詳細な説明は割愛します）。

しかしながら、この3点セットが活動を制限してしまっていたことも否めず、こういった経緯もあって、NPO法（特定非営利活動促進法）ができました。

従来の公益法人とNPO法人が違うのは、「認証制度による法人格の付与」ということです。

「認証制度」とは、行政は法人格取得申請の書類をNPO法と照らし合わせる業務を行うのみで、不備がなければ必ず「認証書」を出さなければならない、というものです。

NPO法人格を取得した団体が「うちの団体は行政から認めてもらった団体だから…」という表現をされますが、NPO法人は認可ではありませんので「お墨付き」とは全く違うことを理解しておかなければなりません。

そして、「法人格のみが付与」されるだけですので、「事業」と「財源」は自分たちの力で獲得していく必要があります（だからこそ活動の自由があるのです！）。

NPO法人格取得後は、所轄庁への「事業報告書」「決算書」などの提出の義務、法務局への登記業務、税務（「法人税法上の収益事業：この説明も割愛します」の有無によって、業務量が違ってきます）の3つが、少なくとも発生します。

これに、人を雇用する場合にあっては労務作業（社会保険、労働保険、年金保険、健康保険など）が発生します。

こういった要件や義務を果たせることができるかどうか、次の検討事項になるでしょう。

しかし、これらの業務は「法人格をとっていないなら、やらなくてもいい」ということではありません。社会的な信用を考えれば、事業報告書や決算書などを情報公開することは、法人格の有無に限らず大切なことです。

3. 総合型クラブにNPO法人格は必要？

組織が法人格を取得するのは、例えばはよくないかも知れませんが、個人が取得する運転免許証みたいなものかもしれません。

運転免許証を取得することで、車が運転できたり、免許証が身分証明書に使うことができたりしますが、「それだけのこと」です。

免許証を取得したからといって誰かが車を買ってくれるわけではありませんし、ガソリンもオイル交換も、免許の更新も自分で行わなければなりません。

車の運転をすれば事故を起こす危険もあり、それにかかる保険の整備はもちろんのこと、その責任を負うことの自覚も必要です。そして何より、道路交通法を守り、安全運転に努めることが大切です。

NPO法人格も、そういった責任と自覚をクラブ自身が持てるかどうか、取得する・しないのカギになるでしょう。

理事会にてクラブの理念を確認し、理念を達成するために法人格が必要か（社会的な信用が必要か、事業実施規模として契約の主体者となることや雇用が必要となるか等）、法人の義務を果たせるか（継続して事業を行えるか、義務を果たすための人材を確保できるか等）、その責任と自覚を持てるか（組織としての責任を取ることができるか等）、に照らし合わせてNPO法人化を検討してみてください。

また、理事会にて法人化を決めた場合は、法人化の意図などを会員や関係者等へ幅広く説明の上、共有しクラブの総会で諮ることも忘れてはいけません。

（内田 満 福岡県クラブ育成アドバイザー）